

# 居宅療養管理指導契約書

利用者 \_\_\_\_\_

事業者 医療法人財団恵仁会

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という。)と医療法人財団恵仁会 (以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う居宅療養管理指導について、次の通り契約します。

## 第1条 (居宅サービスの目的及び内容)

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者に対し、可能な限り居宅に於いてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導のサービスを提供します。
2. 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法によって行い、利用者の心身状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者の要介護状態区分や、被保険者証に記載された認定審査会意見及び居宅サービス計画 (ケアプラン) に沿って、利用者に対しサービスを提供します。

## 第2条 (契約の有効期間)

1. この契約の有効期間は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 事業者は、有効期間満了日の1ヶ月前から14日前までに、利用者に対し、有効期間満了までに契約更新を行うか否かの意志表示を行うよう求めるものとします。
3. 契約満了の5日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、本契約は同じ条件で更新されるものとします。

## 第3条 (居宅サービス計画変更の援助)

事業者は、利用者が居宅サービス計画 (ケアプラン) の変更を希望する場合、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

## 第4条 (個別サービス計画等)

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況把握及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画 (ケアプラン) に従って計画的にサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス範囲内で可能な場合には、速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。

## 第5条 (サービス提供の記録等)

1. 事業者は、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」に居宅療養管理指導に関する記録をつけることとし、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記録して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
2. 事業者は、「サービス提供記録書」等を契約終了後5年間保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. 第6条、第7条の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は利用者に対し、直近の実施状況に関する書面を交付します。

#### 第6条（利用者の解約等）

1. 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 事業者が定められたサービス提供をしなかった場合、その他この契約に違反した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

#### 第7条（事業者の解約等）

1. 事業者は、利用者またはその家族などの著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、2週間以上の予告猶予をもって、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。
2. 利用者またはその家族などの行為によって第三者（職員を含む）の心身に危害を生じ又は生ずるおそれのある場合であって、当該行為を防止することが困難である等により、居宅療養指導サービスを提供することが困難になったとき、この契約を解除することができます。
3. 『重要事項説明書』に定める内容に違反した場合、この契約を解除することができます。

#### 第8条（利用者負担金及びその滞納）

1. サービスに対する利用者負担金は、「居宅療養管理指導サービス利用料金一覧表」（別紙）に記載するとおりです。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改訂が必要となった場合は、改訂後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
2. 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を支払期日までに支払わない場合、事業者は相当な期間を定めてその支払いを催告し、催告後も支払いがない場合は文書により契約を解除することができます。
3. 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に対し、利用者の日常生活を維持する観点から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

#### 第9条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。

1. 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
2. 第6条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
3. 第7条または第8条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
4. 利用者が介護施設へ入所した場合。
5. 利用者の要介護区分が自立と認定された場合。
6. 利用者が死亡したとき。



(2) 上記 (1) のほか、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。

(3) かかりつけ医への報告及び連絡調整を必要とする場合。

2. 事業者は、個人情報を使用した会議、提供した事業所等、個人情報利用の内容の経過を記録します。
3. 個人情報の提供にあたっては、関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払います。

#### 第 14 条 (苦情対応)

1. 利用者又は利用者の家族は、提供された個別サービスに不満がある場合、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをいたしません。

#### 第 15 条 (契約外事項等)

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

#### 第 16 条 (裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、あらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

**契約書書名欄**

契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**【利用者】**

私は、この契約に基づく居宅療養管理指導サービス利用を申し込みます。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

**【署名代行者（代理人を選任した場合）】**

私は、本人に代わり、上記書名を行いました。私は、本人の契約意志を確認しました。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ 本人との関係 \_\_\_\_\_

**【サービス事業者】**

住 所 富山県中新川郡立山町大石原 225 番地  
事業者名 医療法人財団恵仁会  
理 事 長 藤木 龍輔 印

**【サービス事業所】**

住 所 富山県中新川郡立山町大石原 225 番地  
事業所名 藤木病院  
電 話 番 号 076-463-1301  
F A X 076-463-2801  
事業所番号 1611610542

## 秘密の保持と個人情報の保護について

### ①利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- イ 事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に洩らしません。
- ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約期間が終了した後においても継続します。
- エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約を従業者とかわします。

### ②個人情報の保護について

- ア 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、またその処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。
- イ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正などを行うものとします。  
(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)

## ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

私は（及び私の家族の）個人情報の利用については、下記について必要最低限の範囲内で使用する事に同意します。

### 1. 使用目的

- ①介護サービスの提供を受けるにあたり、医師や看護師、担当職員との間で、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援施設、地域包括支援センター等との連携。
- ③利用者の診療等において、外部の医師や看護師に病状の経過を説明する場合、または意見を求める場合。
- ④介護保険事務。

### 2. 使用する条件

- ①個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、情報提供にあたっては関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録すること。

### 3. 使用する期間

- ①契約締結日から契約終了までの期間

令和 年 月 日

#### 【利用者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

#### 【（法定）代理人】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印（利用者との関係 \_\_\_\_\_）